

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

母子家庭の母

働いているひと

雇用保険加入者

(加入歴3年未満の者)

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

訓練受講を支援する施策

教育訓練給付

厚生労働大臣指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※離職後1年以内の者も対象。

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

職業訓練の全期間中支給
日額: 1,640~7,685円

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額: 3,530~4,310円
※他に通所手当等あり。

緊急人材育成・就職支援基金

雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練の実施
訓練期間中の生活給付(月10万円、扶養家族を有する場合は月12万円)※一定の要件あり。

母子家庭の母の特別対策

高等技能訓練促進費

2年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間について生活費を支給。
月額: 141,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)

<対象資格>看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

母子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付

生活資金:
月額: 141,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしてきたところ。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給件数	848件	1,164件	1,023件	1,011件	1,021件	970件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15（2003）年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	525か所 (69.0%)	620か所 (72.1%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	33か所 (94.3%)	613か所 (79.8%)	710か所 (81.9%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	38か所 (97.4%)	672か所 (87.3%)	774か所 (88.7%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	690か所 (88.8%)	795か所 (90.0%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成16年度	6,001件	3,129件	2,032件
平成17年度	7,203件	4,156件	3,389件
平成18年度	6,557件	3,696件	3,229件
平成19年度	6,093件	3,148件	2,869件
平成20年度	4,891件	2,237件	1,806件
平成21年度	5,145件	2,463件	2,145件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
平成18年度	1,857件	749件	980件	128件
平成19年度	1,862件	674件	1,012件	176件
平成20年度	1,096件	347件	615件	134件
平成21年度	1,282件	358件	750件	174件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等技能訓練促進費等事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講自体が難しい状況にある。

このため母子家庭の母の修学期間中の生活の不安を解消し、安定した修学環境を提供するために、平成15（2003）年度から、養成機関で2年以上修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給する事業を実施している。

実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

なお、高等技能訓練促進費の支給期間については、平成21年2月から、それまでの「修学期間の最後の1/3の期間（上限12月）」から「修学期間の後半の1/2（上限18月）」に延長され、さらに、平成21年6月から、支給額を引き上げるとともに、平成23年度末までに修学を開始した者については、支給期間を修学期間の全期間に延長する措置を行った。

高等技能訓練促進費等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度	42か所 (89.4%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	376か所 (49.4%)	461か所 (53.6%)
平成19年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	455か所 (59.2%)	546か所 (63.0%)
平成20年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	552か所 (71.7%)	649か所 (74.3%)
平成21年度	46か所 (97.9%)	18か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	618か所 (79.5%)	722か所 (81.8%)

高等技能訓練促進費等事業の実績

<支給実績等>

	支給件数	資格取得者件数
平成17年度	755件	709件
平成18年度	993件	873件
平成19年度	1,357件	1,264件
平成20年度	2,099件	1,544件
平成21年度	5,230件	1,590件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成16年度	379件	320件	44件	15件
平成17年度	607件	515件	69件	23件
平成18年度	768件	663件	77件	28件
平成19年度	1,071件	874件	161件	36件
平成20年度	1,291件	1,054件	182件	55件
平成21年度	1,332件	1,124件	162件	46件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局